佐賀大学低平地沿岸海域研究センター長及び副センター長選考規程

(平成22年3月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第33条第3項及び佐賀大学低平地沿岸海域研究センター規則(平成22年3月25日制定)第5条から第7条の規定に基づき、佐賀大学低平地沿岸海域研究センター(以下「センター」という。)におけるセンター長及び副センター長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 センター長及び副センター長の選考は、佐賀大学低平地沿岸海域研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(センター長候補者の選定)

- 第3条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、センター長候補者を選定 する。
 - (1) センター長の任期が満了するとき。
 - (2) センター長が辞任を申し出たとき。
 - (3) センター長が欠員となったとき。
- 2 センター長候補者の選定は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。
- 3 運営委員会は、センター長候補者を選定する必要が生じたときは、各学部(理工学部 を除く。)、工学系研究科及びセンターに適任者の推薦を依頼する。
- 4 各学部 (理工学部を除く。),工学系研究科及びセンターは、適任者を選出の上、書面により運営委員会に推薦する。適任者がいない場合は、その旨運営委員会に通知する。
- 5 運営委員会は、前項の推薦に基づき、センター長候補者を選定する。
- 6 センター長候補者の選定は、運営委員会出席者の単記無記名投票により行い、有効投票数の過半数を得た者をセンター長候補者とする。過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人(得票同数の者がある場合は、2人を超えてもこれに加える。)について2回目の投票を行い、得票多数の者をセンター長候補者とする。ただし、得票多数の者の得票が同数であるときは、1回目の投票における得票多数の者をセンター長候補者とし、1回目の投票における得票が同数であるときは、年長者をセンター長候補者とする。

(副センター長候補者の選定)

- 第4条 運営委員会は、副センター長候補者を選定する必要が生じたときは、センター長 に適任者の推薦を依頼する。
- 2 運営委員会は、前項により推薦された者のうちから副センター長候補者を選定する。 (選考経過の報告)

第5条 センター長は、運営委員会においてセンター長候補者又は副センター長候補者を 選定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長及び副センター長の選考に関し、疑義が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際,佐賀大学低平地沿岸海域研究センター(仮称)設置準備部会要項 (平成21年12月25日制定)に基づき選考されたセンター長及び副センター長は, 第2条に規定する運営委員会の議に基づいたものとみなす。
- 3 佐賀大学低平地研究センター長及び副センター長選考規程(平成17年3月22日制 定)及び佐賀大学有明海総合研究プロジェクト副プロジェクト長選考規程(平成17年 8月12日制定)は、廃止する。